

平成29年度こころの東京革命協会
補助金交付要綱

平成29年2月2日
28青総青第988号

(目的)

第1 この要綱は、こころの東京革命協会（以下「協会」という。）に対し、その経費の補助を行うために必要な事項を定め、もって、こころの東京革命の推進と青少年の健全な育成を図るため、青少年団体及び青少年育成関係者並びに東京都及び区市町村が相互に連携し、幅広い都民運動を効果的に推進することを目的とする。

(補助対象事業)

第2 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、協会の行う次の事業とする。

- (1) 体験を通じた子供の健全育成に関すること。
- (2) ネット・ケータイ等に係るルールづくりに関すること。
- (3) 地区委員連絡会の設置・運営に関すること。
- (4) 中学生の主張東京都大会の実施に関すること。
- (5) 普及啓発に関すること。
- (6) 事務局の運営

(補助対象経費及び交付額)

第3 補助の対象となる経費は、補助事業の実施に必要な経費とし、予算の範囲内において補助する。

(補助金の交付方法等)

第4 この補助金は、協会の事業計画及び事業執行状況に応じて交付するものとし、概算払とする。

2 交付時期は、原則として年4回とする。

(補助金の交付申請)

第5 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、東京都知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業経費一覧
- (3) 規約、役員名簿等
- (4) その他

(補助金の交付決定及び通知)

第6 知事は、第5の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認め、交付を決定したときは、補助金交付決定書（別記第2号様式）により協会に通知する。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

(申請の撤回)

第7 協会は、第6の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知を受けた日の翌日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

(補助金の請求)

第8 協会は補助金の支払を受けようとするときは、請求書（別記第3号様式）を提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、補助金の支払を適当と認めたときは、これを支払うものとする。

(承認事項)

第9 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項で、軽微なものについては、報告をもって代えることができる。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(変更承認申請)

第10 協会は、第9の規定による承認を受けようとするときは、変更承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(変更承認)

第11 知事は、第10の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、変更を承認することを決定したときは、変更承認書（別記第5号様式）を交付し、承認しないことを決定したときは、通知書（別記第6号様式）によりその旨通知する。

(状況報告)

第12 知事は、必要があると認めるときは、協会に対し、補助事業の実施状況に関する報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第13 協会は、事業終了後又は会計年度終了後速やかに実績報告書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14 知事は、第13の規定による実績報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定書（別記第8号様式）により協会に対し通知する。

(精算書の提出)

第15 協会は、第14の規定による額の確定書を受けたときは、速やかに交付額の計算の基礎を明らかにした精算書（別記第9号様式）を知事に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第16 知事は、第14の規定による審査等の結果、補助事業の成果が補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、協会に対し当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(決定の取消し)

第17 知事は、補助金の交付決定を受けた協会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号。以下「規則」という。）に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第14の規定による額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第18 知事は、第17第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 第14の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(財産処分制限)

第19 協会は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承

認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合は、知事は、その収入の全部又は一部を都に納付させることができる。
- 3 協会が解散した場合には、知事は、残余財産のうち協会が本要綱に基づく補助金により取得した財産を都に納付させることができる。

(帳簿等の整理保管)

第20 協会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第21 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、規則の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。